

衆議院 内閣委員会 議 録 第 三 号

平成十二年十月三十一日(火曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 佐藤 静雄君

理事 大野 松茂君 理事 阪上 善秀君

理事 平沢 勝栄君 理事 持永 和見君

理事 荒井 聰君 理事 山元 勉君

理事 齊藤 鉄夫君 理事 塩田 晋君

岩倉 博文君 岡下 信子君

熊谷 市雄君 谷川 和穂君

谷田 武彦君 近岡理一郎君

根本 匠君 森 英介君

井上 和雄君 末松 義規君

中田 宏君 植田 欣弥君

山花 郁夫君 白保 台一君

松本 善明君 植田 至紀君

平井 卓也君 栗屋 敏信君

徳田 虎雄君

内閣官房長官 福田 康夫君

内閣官房副長官 堺屋 太一君

総理府政務次官 安倍 晋三君

行政府政務次官 中原 爽君

沖繩開発政務次官 海老原義彦君

郵政政務次官 白保 台一君

政府参考人 佐田玄一郎君

(文部大臣官房審議官) 玉井日出夫君

政府参考人 林 省吾君

(自治大臣官房総務審議官) 新倉 紀一君

内閣委員会専門員

委員の異動

十月三十一日

辞任

補欠選任

石毛 鏡子君 末松 義規君
北村 誠吾君 平井 卓也君

同日

辞任 補欠選任
末松 義規君 石毛 鏡子君
平井 卓也君 北村 誠吾君

十月三十一日

夫婦間等における暴力の防止並びに被害者の保護及び自立に関する法整備に関する意見書(大府府高槻市議会(第七九八号))
靖国神社への公式参拝をねらう特殊法人化などの反対に関する意見書(高知市議会(第七九九号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案(内閣提出第一四号)

行政機構並びにその運営に関する件

○佐藤委員長 これより会議を開きます。
行政機構並びにその運営に関する件について調査を進めます。

この際、福田内閣官房長官及び堺屋国務大臣から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。福田内閣官房長官。

○福田国務大臣 このたび、内閣官房長官を拝命することになりました福田康夫でございます。

私は、内閣官房長官として、各大臣と緊密な連携を図りつつ、森総理を補佐し、内閣官房の責任者としてみずから課せられた職責を果たすべく、全力を傾注してまいる所存であります。

また、私は、総理府本府を担当するとともに、男女共同参画、沖縄についてもそれぞれ担当することとなっております。

まず、男女共同参画社会の形成につきましては、男女共同参画社会基本法及び男女共同参画二〇〇〇年プランのとり、総合的な施策の推進に引き続き努めてまいります。また、同法に基づく男女共同参画基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

また、沖縄米軍施設・区域の整理、統合、縮小や沖縄振興策等の沖縄に係る諸課題の調整について、関係各位の御協力を得つつ、引き続き全力を挙げて取り組んでまいります。

また、栄典行政につきましては、その適正な推進に努めるとともに、二十一世紀を迎えるに当たり、栄典制度を社会経済の変化に対応したものとすることが必要であると考えており、政府としては、栄典制度の在り方に関する懇談会を開催し、その議論も踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

そのほか、情報通信技術、ＩＴ施策や経済対策など課題は山積しておりますが、職務の遂行に全力で取り組んでまいりますので、佐藤委員長を初め、理事、委員各位の格別の御指導を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○佐藤委員長 堺屋国務大臣。

○堺屋国務大臣 このたび、情報通信技術による産業社会構造の変革を円滑に推進するための行政各部の所掌する事務の調整を担当する大臣、いわゆるＩＴ担当大臣を拝命いたしました堺屋太一でございます。よろしくお願いいたします。

この際、私が、ＩＴとそれに伴って起こりつつある人類文明の大変化について日ごろ感じていることを申し上げたいと思います。
私は、かねてより、知能革命の到来によって、

規格大量生産型の近代工業社会から多様な知恵の時代へと歴史的発展段階が大きく変化するのであると申してまいりました。特に、九〇年代に入ってから世界に広まりつつある、インターネットを初めとする高度情報通信ネットワークの急激な発達、この世の中の人々関係と組織原理を根本から変革するものであり、個人の生活様式、社会経済活動、行政のあり方等、広範な分野で本質的な変革をもたらしつつあります。

こうした現象がＩＴ革命と呼ばれるのは、それが産業革命に比すべき歴史的発展段階の飛躍を生むと考えられているからであります。我が国は、長い努力の結果、規格大量生産型の工業社会の完成には成功いたしました。多様な知恵の時代を生み出すことには十分な成果を上げるに至っておりません。経済を再興し、国民生活に夢と安心をもたらすためには、諸外国におくれることなく、短時間のうちにＩＴ革命を実現しなければならぬと認識しております。

我が国においてＩＴ革命を推進するためには、第一にハードウェアである施設の充実、第二にソフトウェアである利用技能の普及、第三に情報の中身であるコンテンツの創造、この三面を同時並行的に、かつ飛躍的に拡大発展させることが重要であります。例えば、便利なＩＴの使用法が広がり、楽しくおもしろいコンテンツができれば、多くの国民がこれを使うようになり、それがコストの引き下げを通じて、より安くより速いネットワークを形成することになります。そしてそれがより多くの人々の利用を促し、ますます多様なコンテンツの供給が可能になります。このような善循環を形成することによって、本格的なＩＴ社会、つまり高度情報通信ネットワーク社会が生まれ、それをてことして日本の経済と文化の新生が実現できると思っております。

森内閣は、ＩＴ関連の諸施策を迅速かつ重点的に推進するために、基本理念とそれに基づく基本的な施策の枠組みを定める高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案を今国会に提出いたしました。また、先日取りまとめました日本新生のための新発展政策においても、我が国が二十一世紀において世界経済の主要なプレーヤーであり続けるための重要分野の一つとして、ＩＴ革命の飛躍的推進を掲げ、重点的に取り組むこととしております。

森総理のリーダーシップのもと、国民がＩＴの恵沢をあまねく享受できるようなＩＴ社会の実現のため、全力を挙げて取り組んでまいる所存でございますので、佐藤委員長を初め、理事、委員各位の格別の御指導を賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○佐藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山元勉君。

○山元委員 民主党の山元勉でございます。

今こあいさつを承りまして、即質問というのは大変難しいわけでございますけれども、お二人の大臣に、これからのことについてお伺いをしたいと思います。

最初に福田官房長官にお尋ねをしたいわけですが、こういう難しいとき、あるいは難しいことこの後で拝命されまして、大変御苦勞だというふうに思いますけれども、どうぞ、御奮闘いただきたいというふうに御期待を申し上げたいと思います。こういう状況ですから、余り齒にきぬをかぶせないで思うことをお尋ねしたいというふうに思うのです。

最初は、中川前官房長官の問題について、福田官房長官はどのように認識をしていらつしやるのかということですね。事が、愛人の問題だとか、右翼の絡みだとか、あるいは警察情報だとか、あるいは外交上の問題。国民の皆さんから見ると非常に低い次元といいますか、おぞましい事件が次々と出てきて、まさに、中川官房長官に対する

信頼はもちろんそうですし、政治全体に対する信頼が本当に揺らいだというふうに思っています。

「残った疑惑『世紀末内閣』という、世も末という意味がかけてあるのだらうと思ひますけれど、國民の皆さんの声としても、もううんざり、そういう目で内閣が見られる、そういう状況であつたというふうにも思ひますけれども、福田官房長官、この事件についてどういふうに國民の皆さんに、だから私は頑張りますということになるのか。この事件についてどうお考えになつていらつしやるのか、まずお尋ねをしたい。

○福田国務大臣　まさに先生のおっしゃるとおり、中川前長官にまつわる問題で、前長官が内閣官房長官を辞任する、こういう事態になったわけでありまして、そのこと自体は大変大きなことであるというように認識いたしております。

前長官は、ああいうような問題が生じまして、これ以上内閣に、また国会の皆さんに迷惑をかけたくない、かけるわけにいかない、そういうようなことをお考えになって決断をされたわけでございます。私は、中川前長官は官房長官として非常に有能であり、また随分仕事もやられたというように外から見えて思っておったのでございまして、このようなことでおやめになるというのは、御本人も大変残念なことだとか無念の思いいっぱいだろうというように思いますが、今申しましたように、国会に迷惑をかけたくない、そして内閣にも迷惑をかけたくない、そういう思いで辞任をされたわけでございます。

私が急遽官房長官に任命された、こういうことでございますけれども、中川長官が、新聞、記者会見、そしてまた国会の場においても自分の身の潔白を再三表明していらっしゃるわけでございますので、私は、中川前長官がこれからのようなことをされるか存じませんが、御自身の名誉回復のためにこれからいろいろなことをされていくのではないかと、こういうふうに思っております。

す。私といたしましてはそれを静かに見守りたい、
 こういう気持ちでございます。

私はこういう場面で官房長官に就任して、どんなことをしていくのか、ゆつくり、今おっしゃるように、政治も、また経済も国際問題も大変な事なときとか、深刻な部分もあるわけでございます。景気の問題にしましても、そんなに悠長なことをしていられるような状況ではないままだにないということとは御案内のとおりでございますので、そういう問題に果敢に挑戦する、そういう内閣を目指してやる、そのこまの一つとして私も頑張つてまいりたいと思つております。と同時に、今失われつつあると考えられます国民の政治に対する信頼を何とか取り戻したい、そんなふうにもあわせ思つておるところでございます。

一生懸命やりますので、どうか御協力をお願いしたいと思います。

○山元委員 後任の官房長官としておっしゃる氣持ちはわかりますけれども、私も内閣委員会は、先週の二十七日だったと思いますけれども、確かに、テープのこと一つとつてみても、記憶が全くないと声を荒らげていらつしやつたわけです。その後で、おほろげながらとかさまざまなことが出てきて責任を、今長官は、迷惑をかけたくない、無念だろう、そういうことをおっしゃいますけれども、やはりこれは内閣の一員としてあつてはならぬことである。先ほども言いましたように、政治に対するあるいは内閣に対する信用を大きく失墜したということは、厳しくやはり後任の官房長官としてもきちつと明らかにされる必要があると思ふんですよ、無念であろうとかこれから頑張るであろうということではなしに。

私たちが思っているのは、前の内閣委員会でもはつきりとおっしゃった、覚えがありません、記憶がない、記憶がないと。夕方になったら、おぼろげながら、こう出てくるわけでしょう。そういうのはやはりきちつとして、繰り返しますけれども、どうか、内閣の一員になられたわけですから、前官房長官のことについては、あれは間違っている

ますということを、ああは私はしまい、しない、政治家としてあるまじきことだというふうにきつちりと意見を持っていたかと思いますが。

次に、金曜日に官房長官が就任されて、そして夕方、堺屋閣務大臣が私の部屋へもお見えにただだきました。それまでは、当然のこと、福田官房長官がＩＴ担当大臣になられるであらうと。もともとと総理府でつくったものですから、ですから、当然福田官房長官が担当されるんだと。これは、つくられる本部は本部長は総理ですから、当然官房長官が提案者として担当されるんだというふうに思っていましたけれども、そこのところはどういういきさつがあったわけですか。堺屋長官のお顔を見て、えつとこうなつて、これは失礼な話ですけども、そうでしょう。普通考えられない。きょうも二人大臣が並んでいらつしやるということは普通は考えられないのです。こういう経緯があつたのですか。

○福田国務大臣　御指摘のとおり、ＩＴ、情報通信技術はほぼ全省庁に関係しまして、政府全体としてその調整を行っていくことが必要であります。

そういうことで、ＩＴによる産業・社会構造の
変革を円滑に推進するため、行政各部の所管する
事務の調整を担う担当大臣として、国務大臣たる
堺屋さんを任命したところでございます。これは、
先日、ＩＴ革命の飛躍的推進等に重点を置いた「日
本新生のための新発展政策」を取りまとめられま
した、また、ＩＴ関係について造詣の深い堺屋さ
んがＩＴ担当大臣として最適であるという、そう
いう総理の御判断によるものであるというふうに
承知しております。

現在、国会に提出いたしております高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案、ＩＴ法案の審議についても、ＩＴ担当大臣がこれを担うことが適当である、このように考えております。

○山元委員 確かに、円滑に進めなければならぬことはわかっていりし、堺屋大臣が、インパクですか、インターネット博覧会の責任者であること

森総理も所信表明の中で、産業革命以来という
ような意味のことをおっしゃっておりまして、私
たち森内閣の意見は全くその点では一致してい
ると思ひます。

○山元委員 今おっしゃったように経済なり生活
なりあるいは社会が変わっていくということをも
う一遍、さつき長官にも言いましたけれども、だ
った、腰を据えて、ああ、経済がこう変わって
いく、生活はこういうふうになつていくんだな
とが国民の皆さんにわかるように、私が言つて
いる特別委員会をつくらせて幅広い議論をする、そ
して、それは時間をかけてやる。

例えば、まず基本法がなかったら仕事ができ
ぬと違つて、仕事を進めた後で基本法ができた例
は幾らでもあります。環境基本法だつてそう
で、男女共同参画だつてそう。ずっと仕事を
始めていって、進めてきた中で、こういう枠が大
事か、こういう施策が大事かということをし
と十分議論をして基本法は後からつくる、途中
でつくるというのがあります。

まず改革をやるんだ、基本法だといつて、内閣
委員会が短時間にやろう、この国会でやつては
し、あと三回か四回で上げて下さい。これは、
堺屋大臣が言うようなすばらしい産業革命以来の
革命を起すんだ、生活も経済も社会もそれほど
変わっていくんだということであれば、審議の仕
方というのはもとと変えなければいけません、国民の
皆さんにも参加していただかぬと、ある日、夜が
明けたら生活がこう変わるんだつて、私はこう取
り残されているんだつてということになつてしま
うでしょう。経済にしたつて、弱肉強食のこと
になつてしまふ。

ですから、そのところをもう一遍、官房長官
にもお尋ねしましたけれども、なぜ特別委員会
はだめだつたんですか。

○堺屋国務大臣 ITの進歩を取り巻く世界の動
きというのはまことに急激でございまして、ド
グイヤー、人間の年の七倍ぐらいに進むと言われ

ております。最近では犬ではなしにネズミだ、二
十日で変わるんだという話も出ておるぐら
い、急激に変化をしております。
そういうスピードの中で日本が諸外国におくれ
ないようについていく、世界の先端国としてど
まつていくためには、やはり全体の構造というの
を非常に急いでつくらなければいけないのではな
いか、そういうことが考えられます。

日本はかつてテレビをつくりパソコンをつ
くり、エレクトロニクスで先進国でございましたか
ら、まだまだ日本がこういう面では先進国だとい
う意識がございまして。しかしながら、それが、パ
ソコンができ、OSができることによって、アメ
リカに追いつかれた。そして九三年にインター
ネットというのが登場するようになりまして、今
までのパソコンの使い方と全く違つて、制御であ
るか計算であるとか記憶であるとかに使うのとは
違つて、人と人との関係に使えるようになりまし
たから、ネットワークというのは、早くつくらな
いことには、先に進んだ者がやはり圧倒的に有利
になる、そういう条件がございまして。

そういう中で、日本といつたしましても、基本法
を定めることによってハードウェア、ソフトウェ
ア、そしてコンテンツの創造という三本柱を一
に進める、その中で規制緩和もすれば施設の増
強もすれば国民への普及運動もする、そういう総
合的な施策を今とらなさい。そういう
せば詰まつたと申しませうか、世界がどん
どん進んでいく中で、やはりまず基本法をつくるこ
とによつて人々にこのあり方をよく見てもらつ
て、それから一つ一つの問題を総合的に調整して
つくつていく、こういうことで基本法から出
発するということにしたいものでございまして。ぜひ御
理解いただきたいと思ひます。

○山元委員 時間がありませんが、もう一つ。堺
屋大臣のIT、例えばわかりやすく言う、朝日
新聞ですけれども、大きな見出しで、「押す「従
来型」もがくIT」、「こういう見出しなんです
ね。」「押す「従来型」」というのは公共事業で、こ

名前を言う、亀井さんの名前が出てきています。
「もがくIT」というのは堺屋長官の名前がつい
ている。公共事業で、堺屋長官の各省への行脚が
続いている。霞が関をずっと回つて、IT関連の
事業を具体化してくれとどんと行脚をされた
と書いてあるわけです。そうすると、もがくIT、
公共事業をそれぞれ掘り起こすためにいがいた
みたいな感じがするんです。

従来型の公共事業と堺屋大臣が考えていらつ
しやる公共事業と、この社会のありようというの
はどう違ふんですか。私は、今まで公共事業を必
要な公共事業とむだな公共事業と峻別をして、必
要な公共事業はやらなさいとぬけれども、むだ
な事業が今まで多過ぎるということを私も
言つてきた。そこからいふとどつちもどつちとい
う感じがしてしまふんですけれども、どう違ふ
んですか。

○堺屋国務大臣 この朝日新聞の記者がどのよう
に受け取つてそういう表現をなさつたか、私、
ちよつと推察しかねるのでございませうけれども、
財政事情から申しまして、やはり一定の金額の中
で社会資本の充実をするといふときにどのような
ものを重点項目にしていふか、それが大きな問題
だらうと思ひます。

その中で、私もできるだけ早い機会にイン
ターネットを普及させ、またそのインターネット
の施設だけではなく、使う技能、ソフトウェア
の方もコンテンツの方も推進したい、そういうよ
うに考えますと、なるべく重点項目をITの方に
移していただきたい、こういうことで各省に、文
部省にも建設省にも郵政省や通産省にも、でき
るだけそういうものを重点にしていきたいとい
うことをお願いに上がつたわけでございませうし、
各省とも既にそういう気を持つておられました。

そこで、従来型の公共事業と綱引きがあつたか
というところでございませうけれども、これは、私
たちは、森内閣全体として理解されたので、それ
ほど大きな摩擦があつたとは思ひません。皆
さん御協力いただいて、近く提出させていただく

補正予算等にもその内容が盛り込まれたものと考
えております。

○山元委員 時間が来ますから。
やはりよく言われますように、ITと名をつけ
れば何んでも予算をとれるんだ、地方自治体にも
どんどん出せ、こういうことが行われていつて、
新たなばらまき公共事業という、あるいは後世に
あはれむだなものをつくつたということになら
ないしつかりとした検証が必要だろうというふう
に思ふのです。そのことについては、この新聞を見
て、ああ、どつちもどつちだといふようなことを
受けている私の程度が低いのかもわからぬけれ
ども、しかしそういうことだと思ふんです。

ちまたではITと名をかぶせたら何でもでき
るんだというふうにならないようにしていただ
きたいと思ひます。そして、やはり今の国家的な最
大の課題だとすれば、間違つてはならぬ、大変な
あのときに、革命どころかその国が間違つたんだ
といふことにならないように官房長官も堺屋大臣
も考えてもらいたい。残念ながら特別委員会にな
らなかつたことについては私は残念ですけれど
も、できるだけ時間をとつて国民の皆さんと一緒
に議論をする、国民の皆さんの意見を聞くとい
ふことにならぬと、ひとり相撲の革命といふのは
あり得ぬことだといふふうに思ひます。

最後に一言、けさの新聞を見て皆さんそれ
に思ひがあつたのだらうと思ひますが、内閣支持
率が一五%だ、五八%は不支持だ。そして、その
五八%、半分以上の不支持の人の八〇%以上がや
はり、森内閣に期待できないからだ、新しい政策も
期待できない、これが足す八割超すわけですね。
そういう今の状況といふのはやはり、支持率が一
五%だ、その悲哀は森内閣が感じるのはなしに、
それは国民の方が悲しい思いをしてるんです。
よ。税金を払つて、期待をして、安心を上げてほ
しいと思つてゐるのに、そういうことについて期
待ができないという悲哀といふのは、一五%しか
もらえなかつた内閣よりも、一五%しか出せない
国民の方に悲しさがあるといふことを御理解いた

だいて、御努力をいただきたいというふうに思います。

以上、終わります。ありがとうございます。

○佐藤委員長 塩田晋君。

○塩田委員 自由党の塩田晋でございます。

まず、福田内閣官房長官の御就任に對しまして、心からお祝いを申し上げます。

福田長官が森内閣総理大臣から官房長官任命の話がありましたのはいつでございますか。そして、その際かあるいはその後か、この内閣委員会で当然担当大臣として出席されるべきところを、ITについてはIT担当大臣を決められたというのを官房長官が初めて聞かれましたのは時間的にはどういう関係になっておりますか、お伺いいたします。

○福田国務大臣 私が官房長官に就任いたしましたのは二十七日でございます。二十七日の昼過ぎに認証式がございまして、その後、総理官邸におきまして辞令をいただきました。その際、堀屋長官がその辞令交付と一緒に立ち会ったわけでございますけれども、その席で、IT担当は堀屋長官、こういう辞令をいただくわけでございます。

時間的経緯はそういうことでございます。

○塩田委員 前内閣官房長官のいろいろな問題が出て辞任をされたわけでございますし、また当委員会のみならず、各委員会でも前官房長官の質問あるいは答弁というものがあつたことは御存じだと思いますが、私自身も、そのようなプライバシーのことについて公式の場で議論されなければならぬという状況は決していい状況ではない、このように思いますし、しかし、当然大事なことからこれが議論された、各党それぞれの考え方から行われたと思うわけでございます。

そういった非常に大変なこの時期に前官房長官がやめられて、新しい福田長官がなされた。これはやはり森総理としても、この重大な時期にやはりそういったプライバシーのことが問題にならない人を選ばれたと思いますが、新長官はそういった自信はありますか。

○福田国務大臣 一身上のことをお尋ねになっていらつしやるなと思いますけれども、自信を持つて対応できる、こういうふうに思っております。

○塩田委員 この場ではつきり言明されましたから、そのように信じたいと思います。

そこで、この重大な時期に内閣官房長官に福田新長官を任命されるにつきましては、やはり森総理としても、福田議員の今までの実績あるいは力量、知識、経験、こういったものを総合的に判断されて、この時期、難しい中を特に選ばれたということ、森総理としては最適な人事と考えておられると思うんですが、今まで外交問題その他、非常に造詣の深い、力量のある方でございますので、私はやはり、官房長官に任命されたとき、それは当然、内閣委員会で今IT関係の基本法が上程されておる、あるいは審議が始まるうとしていくというところは知っておられたと思うんですね。また、御本人も、官房長官の任命を通知されたときには、やはりその責任を知っておられたと思うのです。知らなかったということはないと思うのです。

そこで、どうですか、今、ほとんど同時に聞いたということをおっしゃいましたが、なぜ自分をIT担当の大臣から外したのかということについて、どのような感じを持たれたか、ひとつ率直に言つていただきたいと思ひます。

○福田国務大臣 森総理から官房長官をやれという御指示をいただいたときに、ただしITは堀屋長官にお願いする、こういうお話でございました。私は、それはもう非常にもつともな話であり、また、それがベストだ、こういうふうに思ひました。堀屋長官であれば、もう既に国会に上程されておる、こういう状況の中で、官房長官交代ということでございます、大変なことなものでありますけれども、やはりスムーズに法案を御審議いただく、そしてそれに対して必要な御説明を申し上げる、そういう役割をされるということであれば堀屋長官をお願いはかたない、このように思ひしておりますので、私も大変よかったと思つてお

ます。

○塩田委員 今のお話を聞きますと、ITは非常に難しい、自分には余りなじみもないし、ペテランの堀屋長官がおられるから、外してもらつて本当にほつとしたような感じに受けとめたのでございますが、そんな感じでございますか。

○福田国務大臣 それは、私がそれを担当するよりは、堀屋長官が担当される方がはるかにいいというように私は思つておりました。おっしゃるとおり、内心ほつとした思ひました。

○塩田委員 非常に正直に、率直に申し述べられてまして、ありがとうございます。

堀屋長官は、もちろん私も尊敬申し上げておりますし、知能革命という言葉も使われ、やはりその後の大きな世界的な発展、知識というもののについての洞察が非常に鋭かつたと思うのです。そしてまた、今進んでいるITの問題は、多方面にわたり、非常に複雑であるし、難しい問題を含んでいるし、ハード、ソフトともに、これはもう本当に難しい問題。

しかし、先ほどもお話がありましたように、世界的な規模で、非常に速いスピードで進んでおるわけでございます。これにつきまして、堀屋長官が適任だということは、もちろんだれしも認めるところだと思ふんですが、考えますと、前の中川長官のときにも、やはり堀屋大臣は国務大臣として内閣におられたわけですね。その際には、中川さんの方が造詣が深いというか、優秀だからちよつと遠慮しておこうということだったけれども、今度は、福田さんの場合はちよつと危ないぞ、任せられない、やはり堀屋長官でないとこれは乗り切れない、このような判断をされたのか、そういうふうにも受けとめられるわけですね。その辺についてはいかがですか。

○堀屋国務大臣 前回のときは、組閣から続いておりまして、私が言われたのは、まず日本新生の経済政策の取りまとめということを森総理から言われまして、当時、やはりITも大事なものでございました

けれども、ITを含めた経済対策の取りまとめという仕事、そしてインターネットの博覧会という仕事を仰せつかりまして、全般を見ていく、これから発表する法案、この基本法の始まりから発表するとすれば、やはり官房長官が最も適任だと森総理は判断されたんだろうと思ひます。

そして私も、中川官房長官をお助けしてこのITの政策を一部やつてまいりまして、また、日本新生政策の中でもやつてまいりまして、その間にもさまざまな経験、知識も積みまして、そんなことを判断されて、堀屋もこれに少しなれてきたし、また経緯も幾分知つていられるから、今回はいいだろう、こうお考えになったんだろうと思ひます。

正直言つて、なかなか、途中でこれを引き受けるものでございますから、福田長官はほつとされたかもしれませんが、私はぞつとした思ひまして、これを避けたいものとして引き受けさせていただいた次第でございます。

○塩田委員 造詣が深いとか、関心を今まで持つておつた、知識、経験があるということであれば、所管大臣として通産大臣、これもハード、ソフト面にわたつて非常に関係があるわけでございますね。それから、言うまでもなく郵政大臣、これももちろん、もう好むと好まざるにかかわらず、担当しないといけない問題を抱えておられる大臣です。

そうとなれば、経済企画庁長官であられる、特に学者であられる堀屋長官はもちろんのこと、通産大臣も郵政大臣も、そしてこの内閣委員会、各省に広く関係のあるIT基本法でございますから、これはやはり特別委員会でもって合同して審議をする、そういったことを当然、新官房長官は総理に進言をされなかつたんでしょうか。ただほつとして、ああ、よかつたということだけで終つたんでしょうか。今の御心境をお伺ひいたします。

○福田国務大臣 正直申しまして、私も青天へきれきの指名をいただきました、気が動転というは

どでもないけれども、しかし、それに近いような状態で、何を官房長官は所管しておるかということも明確に確認をしていたわけではない。しかし、これとこれとあるというのは後でいろいろ伺いましたけれども、したがって、ITをやらなければいけないんだというようには最初考えておりませんでした。

そんなことで、こういうことで担当しなくなりましてけれども、よき担当大臣を今般任命されていらつしやるわけでございますので、私としては本当によかったと思っております。

○塩田委員 率直なお考え、心境を言われたと思うのでございますが、やはり官房長官、この委員会もそうでございますし、これはもう官房長官、総務長官の主管といえますか担当の委員会なんですね。そして、官房長官が主管をしておられる所掌事務の中に各省庁の調整の業務もありますし、また官制としても、審議官が各省から見えて、そういった基本法ができた場合にも、また各法ができていく場合にも、当然事務当局としてタッチしなければならぬ、タッチせざるを得ない、そういう役所でございますね。

とすれば、この基本法が審議される当委員会に常時出席して、これは法案ができ上がった後の処理の問題、あるいは各法がこれからできてくる、そのときにも大いにこれは関係することだし、また、官房長官としても職務があるわけでございますね。

したがって、当委員会に官房長官として常時出席されるかどうか。出席するとすれば、ただ聞くだけではなくて、実施主体となる役所の長でもありますから、それにどう対処していけるのか、お伺いいたします。

○福田国務大臣 当委員会に出席するかどうかにつきましては、これは委員会の御指示に従いたい、御判断に従いたい、このように思っております。

○塩田委員 今申し上げました理由によりまして、ぜひとも常時出席をされて、やはりこの法案の成立については責任を持っていたきたい、こ

のことを要望いたしましたして、終わります。ありがとうございます。

○佐藤委員長 松本善明君。

○松本(善)委員 官房長官に伺います。

官房長官とは外務委員会などでもいろいろおつき合ひもございしますが、公私の別はつきりして御質問をしたいというふうに思っております。

最初に伺いますが、ことしの七月七日の閣議決定によれば、ITの本部長は内閣総理大臣、副本部長が官房長官、IT担当大臣、それから郵政大臣、通商産業大臣。どうも、ほんとにと言われましたけれども、IT戦略本部の副本部長という自覚は余りないようですね。伺います。

○福田国務大臣 御指摘のとおり、私は副本部長でもあるわけでございますけれども、やはりそれは何と云っても最高責任者の責任というのには極めて大きいわけでございます。そういう意味において、ほんとに言いたくても、それで全部責任を免れたという意味ではございません。副本部長として、しかるべきことはしなければいけない、こう思っております。

○松本(善)委員 IT担当大臣の席に官房長官が副本部長となっております。指摘をしておきましよう。

それから、先ほど山元委員の質問に答えられて、前回の委員会が中川問題に集中して給与法のことを一切やらなかった、これは不適切な発言だというふうに答弁されましたけれども、私はちょっとそれだけでは済まないと思うのです。これは野党批判だけではなくて委員も含めたことなんです。私は理事会でこれは別にやった方がいいよと言ったのだけれども、いろいろな議論の中で一緒にやりましょうということになって、理事会の合意でちゃんとやっていることなんです。あなたの発言が全国にあして放映されますと、やはり内閣委員会というのはいかげなことをやっているということになるんですよ。私はそれは許せない。やはりここできちっと陳謝してほしいと思います。

○福田国務大臣 先ほど申しましたように、不適切なる表現だった、このように思いますので、おわびを申し上げます。

○松本(善)委員 それから、やはりNHKテレビでのあなたの発言ですが、中川前官房長官の捜査情報の漏えい問題について、中川前長官に聞いたけれども、絶対にないと言っていたということ、あの時点では話でしやうが、いわば不問に付す。そのままするとい趣旨のことをお話しになりました。

ところが、中川氏は二十六日の内閣委員会では全面否定をしたのですけれども、この夜に放映されました捜査情報についての女性の会話の録音テープについては、自分の声だということを認めて、そして、ああいうやりとりがあった、ただ強く言ったのだ、だから捜査情報のようなことは言っていないがと、まあ認めたわけですよ。この内容はなかなか重大だと思えます。

写真週刊誌のみならず、中央各紙も全部報道いたしました。全部というところもあるかもしれないが、ほとんどが報道をいたしました。お読みになりましたか。

○福田国務大臣 いろいろ出ているようでありますけれども、一部読みました。

○松本(善)委員 これは極めて重大なことで、警察情報の漏えいということ、警察の不祥事が相次いでいますし、このこと自体も大事です。それから総理大臣の補佐が、立場を利用してもし、こういうことをやったということになりますと、これは社会的に覚せい剤の問題というのは内閣はどうなんだという根本問題に触れる。これはもし事実だったたら重大なことだとは思ひになります。

○福田国務大臣 委員は漏えいがあったという前提でお話をされているのでしょうか。そうでない私は思いますけれども、もしそういうことがあればこれは重大なことだというふうに思っております。

○松本(善)委員 そのとおりだと思います。

ただ、事実かどうかという問題につきまして、そういう会話が合ったということは中川氏自身お認めになっている。情報漏えいについてはまだ否定しておられるようですけれども、この女性のところに数日後に捜査が入ったということが言われております。そうなりますと、やはり捜査情報の漏えいがあったのではないかと。報道の限りでは、それはそういうふうには証明されているのではないかと。長官はどうお考えですか。

○福田国務大臣 私は、この女性を捜査したという事実について確認しておりません。

○松本(善)委員 御存じないかもしれませんが、報道は御承知ですか。報道されていることは御承知ですか、捜査があったという。

○福田国務大臣 報道されているようであります。

○松本(善)委員 これはもしそうだとしますと、警察官は地方公務員法の守秘義務違反、中川長官はその教唆犯、それから犯人蔵匿、証拠隠滅、犯罪の疑いも出てくるんですよ。

やはり、これはこれで犯罪捜査ということになれば、これは捜査当局がやることではございませんけれども、しかも、これが事実だということになりますと、内閣委員会、あるいはそのほかのところでも虚偽の答弁がなされた、これは私は国会としても放置できませんし、内閣の権威にかかわります。内閣の中でこういうことがあつたんだということになれば、そういう点では、やはり重大問題として内閣でまずから調査をすべきことではないかと思ひますが、長官はいかがお考えですか。

○福田国務大臣 警察情報が漏えいしている、こういうことになれば、これは、先ほど申しましたように、大変重大なことだというふうに私は思ひます。しかし、中川前長官が辞任の際の記者会見でも、警察情報であるということを確認して否定しているというところでございます。

一般論を申し上げます、警察情報が漏えいする

ということ、普通は考えられないこととございまして、捜査の必要性があると判断されれば、捜査当局において法と証拠に基づいて適切に対応されるものである、こういうふうな考えております。警察が今現在捜査しているか否かについて、報告を受ける立場にはありません。

○松本(善)委員 捜査は捜査ですよ。中川氏は否定されていますけれども、会話のあったことは認めておられるわけですよ。会話では、全国各紙が、中央各紙が報道しているわけでしょう。テレビでも三社が放映したわけでしょう。写真週刊誌も出る。国民はみんな知っていますよ。これを、ただ捜査を待つというだけで私は済まないと思うんです。

しかも、総理大臣補佐のときの話ですよ。その後法律が改正され、これは補佐官となって正式に公務員となり、もしそうだったから公務員法違反にもなったんですよ。ただ、その当時はまだ法律がありませんでしたから公務員法違反にはなりませんでしたけれども、内閣の権威には重大な問題ですよ。それを私は、捜査を待つというだけでは済まないと思うんです。

森内閣はそういう内閣なんだ、あなたは内閣の信用、信頼を、政治に対する信頼を高めなければならぬ。もしそうなら、これからやらなくちゃだめじゃないですか。ほっておくんですか。それが内閣の方針ですか。

○福田(善)委員 先ほど申し上げたとおりでございます。中川前官房長官が明言しているわけですね、国会でも、それから記者会見においても。公的な分野ではつきりと言っておるわけでございます。私も直接お会いして話を伺っております。そういう状況でありますので、私としては、改めて調査をする必要はない、このように考えております。

ただし、一般論として、先ほど申し上げましたように、捜査の必要性があるという判断がされれば、捜査当局において法と証拠に基づいて適切に対応するということになると思います。

○松本(善)委員 やはりこれは、刑事責任は別ですよ。刑事責任を問われれば、それは裁判にかけられる。しかし、政治に対する信頼という点でいえば、これは放置できないんじゃないか。あなたは中川さんが明確に否定をしていると言ったけれども、その後認めただんですよ、会話は。会話は認めた。それから、あなたもここで認められたように、その後捜査が入ったということも報道されている、報道されていることは承知していると言われたでしょう。

だから、報道もある、中川さんも認めた、そうだった、国民はその状態を知っていたら、内閣は、事実をさっさと調べて、なかつたらなかつた、あつたらあつたと、やはりするべきことではないといかぬでしょう。そういうけじめを森内閣はつけないんですか。そういう内閣だと国民に思われてもいいんですか。それで信頼が回復できると思いますか。

○福田(善)委員 この問題が政治責任というような問題もあるかと思いますが、政治責任については内閣官房長官を辞任するということでみずから責任をとったわけでございますね。あと、その刑事的な問題がある。要するに、法を犯したというようなことについて、果たしてそうであるかどうかということであり、果たしますけれども、もしそういうのであれば、捜査当局が自主的に判断して捜査をするというものではないかと思えます。

○松本(善)委員 やはり、私はそれではだめだと思えますね。もつと内閣の支持率は下がりますよ、もう危険ラインに入っていると思うけれども。法的責任を問われるようになったら終わりなんです。よ、やはり、政治家としてやるべきことをちゃんとやらなきゃならぬ。警察が本来これは出るはずがないと言ったけれども、警察であるべからざるやうなことが今いっぱい起っているじゃないですか。それを正すということについて断固たる決意がなしではだめだということを申し上げておきます。あなたはこれ以上今の点を答弁が前進するとも思えないものですから、その程度にします。

○松本(善)委員 これはやはり、これだけ問題になっていたら、週刊誌ではありますけれども、週刊誌の報道は、写真は全部見なければならぬと思ふんです。全部、報道上の配慮がありますから目隠されてはいますけれども、それは右翼の人物と言われる人と対面して会食しているもの、それから、数人の右翼幹部と思われる人と会食して、いわば頭を深々と下げている写真ですよ。その二つは明らかにあります。

○松本(善)委員 これはやはり、これだけ問題になっていたら、週刊誌ではありますけれども、週刊誌の報道は、写真は全部見なければならぬと思ふんです。全部、報道上の配慮がありますから目隠されてはいますけれども、それは右翼の人物と言われる人と対面して会食しているもの、それから、数人の右翼幹部と思われる人と会食して、いわば頭を深々と下げている写真ですよ。その二つは明らかにあります。

○松本(善)委員 これはやはり、これだけ問題になっていたら、週刊誌ではありますけれども、週刊誌の報道は、写真は全部見なければならぬと思ふんです。全部、報道上の配慮がありますから目隠されてはいますけれども、それは右翼の人物と言われる人と対面して会食しているもの、それから、数人の右翼幹部と思われる人と会食して、いわば頭を深々と下げている写真ですよ。その二つは明らかにあります。

○松本(善)委員 これはやはり、これだけ問題になっていたら、週刊誌ではありますけれども、週刊誌の報道は、写真は全部見なければならぬと思ふんです。全部、報道上の配慮がありますから目隠されてはいますけれども、それは右翼の人物と言われる人と対面して会食しているもの、それから、数人の右翼幹部と思われる人と会食して、いわば頭を深々と下げている写真ですよ。その二つは明らかにあります。

○松本(善)委員 これはやはり、これだけ問題になっていたら、週刊誌ではありますけれども、週刊誌の報道は、写真は全部見なければならぬと思ふんです。全部、報道上の配慮がありますから目隠されてはいますけれども、それは右翼の人物と言われる人と対面して会食しているもの、それから、数人の右翼幹部と思われる人と会食して、いわば頭を深々と下げている写真ですよ。その二つは明らかにあります。

○松本(善)委員 これはやはり、これだけ問題になっていたら、週刊誌ではありますけれども、週刊誌の報道は、写真は全部見なければならぬと思ふんです。全部、報道上の配慮がありますから目隠されてはいますけれども、それは右翼の人物と言われる人と対面して会食しているもの、それから、数人の右翼幹部と思われる人と会食して、いわば頭を深々と下げている写真ですよ。その二つは明らかにあります。

○松本(善)委員 これはやはり、これだけ問題になっていたら、週刊誌ではありますけれども、週刊誌の報道は、写真は全部見なければならぬと思ふんです。全部、報道上の配慮がありますから目隠されてはいますけれども、それは右翼の人物と言われる人と対面して会食しているもの、それから、数人の右翼幹部と思われる人と会食して、いわば頭を深々と下げている写真ですよ。その二つは明らかにあります。

○松本(善)委員 これはやはり、これだけ問題になっていたら、週刊誌ではありますけれども、週刊誌の報道は、写真は全部見なければならぬと思ふんです。全部、報道上の配慮がありますから目隠されてはいますけれども、それは右翼の人物と言われる人と対面して会食しているもの、それから、数人の右翼幹部と思われる人と会食して、いわば頭を深々と下げている写真ですよ。その二つは明らかにあります。

○松本(善)委員 これはやはり、これだけ問題になっていたら、週刊誌ではありますけれども、週刊誌の報道は、写真は全部見なければならぬと思ふんです。全部、報道上の配慮がありますから目隠されてはいますけれども、それは右翼の人物と言われる人と対面して会食しているもの、それから、数人の右翼幹部と思われる人と会食して、いわば頭を深々と下げている写真ですよ。その二つは明らかにあります。

○松本(善)委員 これはやはり、これだけ問題になっていたら、週刊誌ではありますけれども、週刊誌の報道は、写真は全部見なければならぬと思ふんです。全部、報道上の配慮がありますから目隠されてはいますけれども、それは右翼の人物と言われる人と対面して会食しているもの、それから、数人の右翼幹部と思われる人と会食して、いわば頭を深々と下げている写真ですよ。その二つは明らかにあります。

○松本(善)委員 これはやはり、これだけ問題になっていたら、週刊誌ではありますけれども、週刊誌の報道は、写真は全部見なければならぬと思ふんです。全部、報道上の配慮がありますから目隠されてはいますけれども、それは右翼の人物と言われる人と対面して会食しているもの、それから、数人の右翼幹部と思われる人と会食して、いわば頭を深々と下げている写真ですよ。その二つは明らかにあります。

を理事会で検討して相談していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 理事会で協議させていただきます。

○松本善委員 質問を終わります。

○佐藤委員長 植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀です。

いわゆるＩＴにかかわっては、きょうは別に聞くわけではございませんので、堺屋担当大臣の方は、あと二十分ばかりおつろぎいただければと思います。

要は官房長官にお伺いしたいと思うのですけれども、私も一年生議員でございますので、まだ国会の事情がよくわからない、議会のルールというのがよくわからないことが多いのですけれども、きょうも夕方、どこかのお役人から電話がかかってきました、きょうのこの質問の質問取りをしたんだ、質問のレクをしたんだとおっしゃるわけです。官房長官の所信にかかわっての質問取りだというわけですけれども、何をお話しになるのかわからへんの何を質問すればいいんでしょうか。まずそれを質問したいというふうに私は考えておつたのですけれども、少なくとも、そういう奇妙なルールというのが、まだこういうところの公の場であるというのは改めて認識させられました。

少なくとも、例えば一つの法案について議論するのであれば、それについていろいろな形でこちららも質問を用意するわけですけれども、所信に關して質疑をしてください、そして、その所信についての中身はわかりませんけれども、植田先生、質問の中身は何ですかと言われた、これはちよつと答えようがないと思うのです。私のような一年生議員にその辺御教示いただきたいのですが、まず官房長官、そういうときはどうされますか。

○福田国務大臣 私が質問する立場でということですか。そういうことですか。(植田委員「はい」

と呼ぶ)それはその質問者、私が質問者であれば私の任意で決めればいいことであります。

○植田委員 前振りはいくらいいにしておきまして、いわゆる中川さきの官房長官の問題にかかわって、先日二十六日の内閣委員会でのさまざまな質疑を指しての官房長官のお話については、もう既に適切であつたということでおわびもされておりますので、そのことを踏まえながら申し上げたいわけです。

私も二十六日の日、三十五分の時間をもらいました。そして、大体半分半分、律儀に給与法とさきの官房長官の問題を両方割って話をしたわけですから、たゞ私自身、そのときに何も、いわゆる巷間言われている中川前長官、当時は長官ですけれども、その問題について、直接どうのこうのということを追及するつもりはなくて、そもそもやりたかつたのは、この機会に、いわゆる大臣としての資質とは何ぞや、同時に、大臣をやっておられる方の国民に対する説明責任というものは具体的にどういふふうな果たしていくべきであつたかという話をさきの中川長官とやりとりをしたもので、いわゆる女性問題にかかわって、せんだつても記者会見でも申し上げましたように、長官の方がわざわざおっしゃるものだから、ずるずるとそつちの話に入つていった経過がございます。

それで、私自身が先日こだわつた件にかかわつて改めて新長官に伺いたいわけですけれども、最終的には二十七日に長官がおやめになつて新長官が御就任されたわけですが、例えば、国民から重大な疑惑を持たれるような問題について、それは当事者本人が重大であるか重大でないかということとを主観的に認識しているということではなく、少なくとも巷間、どうもこれは何か黒い話があるんじゃないかと疑惑を持たれるような、国民的関心、注視を集めているような問題について、少なくともその当事者が十分に説明責任を果たしたと、さきの長官がおやめになるまでに、少なく

とも国民に対してその種問題について説明責任を果たされたのかどうか、果たされたとお思いか、果たされていないとお思いか、その辺、長官の御答弁をいただきたいと思ひます。

○福田国務大臣 そもそも、週刊誌やら何やらに出ていふということ、この人はそこに書いてあるとおりの法を犯しているとかいうようなことを決めることができるかどうかという問題はあろうかと思ひます。

このことについて御本人は完全に否定しているわけです。先ほど来申し上げましたとおり、いろいろな場面で否定しているわけでございます。ですから、そういう否定をしたことについて、では、あなたが何か新しい証拠になるようなものを提示して、本当にそうなんだということを言われるのかどうかということもあろうかと思ひます。

私も、本人が、前長官が、自分の身に降りかかつたそういう疑惑をどうやって振り払うことができるかということについて、御本人が一番これは考えていることだと思ひます。政治家ですから、そのぐらゐのことは明確にしなければいけない、みづからそう思つていらつしやると思ひますよ。

○植田委員 私も、もしそれが事実であると明確に認識するのであれば、もつと直接的にその日も質問したでしょう。事実であるかないか、それはまだつまびらかでないけれども、そうしたことが言われていることに關して、やはり少なくとも内閣の中核である官房長官として、みづからの手で、それが事実でないならば、それを証明することは困難であるかもしれないけれども、最大限そのしつことについてのみづからの疑惑を晴らす御努力をもつとなさつてもよかつたんではないですかという趣旨でお伺ひしたわけですけれども、十分なされたというふうな御認識されているのでしょうか。

○福田国務大臣 私は、私の立場で御本人にもよくお尋ねをしました。その結果、絶対にそういうことはない、こういうことを言つておられますし、

また、公の場でたびたび表明をしているということとありますから、私はその言葉を今現在信用したいと思ひます。それを否定するようなことが明確になるのであれば、また別ですよ。だけれども、今の状況においてそういう状況にない、私はこのように思つております。

なお、御本人がこれからいろいろな処置をされるというように伺つておりますので、みづからその疑惑を説明するということは、恐らく御本人がなさるのじゃないかと思ひます。

○植田委員 この種の問題になりますと、例えば中川長官はだれそれと会つただろう、こういうことがあつたらうという決めつけ、予断で野党も質問をしているのじゃないかという予断を一方でまた持たれると困るわけですけれども、今私がお伺ひしたかつたのは、そういう問題ではなしに、少なくともこの間、中川さきの長官が長官として国民に対する説明責任を十分果たしたになつたというふうにお考えですかということをお伺ひしているわけであつて、長官にまつわるさまざまな問題、このことについて云々ということではなしに、そのことにかかわつてですけれども、少なくとも説明責任をお果たしたになつておやめになつたのかどうなのか、どう御認識ですかという、その素朴な一点だけを聞いていただけなのです。それをお願いいたします。

○福田国務大臣 私は、この委員会でも説明をされたと思ひます、また記者会見でも明確に言つて

いるわけですから、もう十分だと思ひます。

○植田委員 新長官はこの間の説明で十分だといふような御認識であるということだけ伺えれば結構でございます。その問題についてはまた別の形で、そうしたいわゆる大臣の説明責任ということについては、また別の形で取り上げる機会もあろうかと思ひます。

それで、もう次に話は移るのですけれども、私も二回にわたつて中川長官に何度かただしてきた課題がございます、特に、せんだつてもこうした巷間言われているような問題があつたので改め

て伺ったわけですが、いわゆる大臣規範にかかわる問題、これはまだ議事録は出てきていないでしょうけれども、今まで、八月の議事録でいけば、いわゆる国民の疑惑を招くような行為は厳に慎むということで、これまでいろいろな場で、初閣議等においてそうした申し合わせをしてきた。しかし、そうした申し合わせが、閣議の申し合わせであったり閣僚懇談での申し合わせであったり、幾種類かを積み重ねるような形で来ているので、やはりそろそろ一本にまとめて整理をするということも必要ではないかなという趣旨の比較的前向きな答弁を、中川前長官からも二回にわたっていただいているわけです。

ですから、そういう意味で、前向きな答弁もいただいておりますので、今回そろそろやはり、省庁再編も一月に始まりますので、大臣規範というものもそろそろ整理する作業に具体的に取掛かるべきではないだろうか。恐らく中川長官がおられるれば中川長官がやられたのではないかなと思うのですが、その辺についての決意、方向性についてどんなお考えをお持ちであるか、官房長官にお伺いしたいと思います。

○福田国務大臣 そのようなことをすべてまとめて一本化するということを考えております。

○植田委員 今の段階で結構なのですから、新官房長官の決意を聞くという意味でも、やはり統べる人というのはそれなりにそういう意味での規律、みずからを律するという意味では、この規範というものが、みずからに課す規範というのは、やはり実効力のある、また厳しいものでなければならぬと思うのです。人事院の資料なんかでもイギリスのそうした大臣規範の例なども掲載されておりますが、福田長官といたしましては、具体的に、こういう規範だったら国民の信頼を得られるのではないかとイメージのようなものを今描いておられるでしょうか。もし何かあればお伺いしたいと思うのです。お願いいたします。

○福田国務大臣 よく精査して、検討してまいります。

たいと思います。

○植田委員 これから精査されるということでしょうか。(福田国務大臣「はい、そうです」と呼ぶ)はい、わかりました。答弁は結構です。

それで、もう一点。きょうは時間がありませんが、先ほどの長官の所信の中でも、いわゆる男女共同参画社会の形成にかかわっての御決意を披瀝されたと思うわけです。ドメスティック・バイオレンスにかかわってもこれから取り組んでいかなければならない、特に二十一世紀、男女平等社会の形成に向けて取り組んでいかなければならない、その意味での担当大臣としての官房長官の御決意というものを非常に心強く聞いておったわけですけれども、いわゆるこうした男女平等社会、男女共同参画社会をつくっていく課題を含めた、そうしたさまざまな前提として、やはり一人一人の人権をしっかりと確立していく、だれもが虐げられない、虐げることのない、そうした社会を二十一世紀に構築していく、そういう決意がやはり必要ではなからうかというふうに私は考えております。

そういう意味で、もちろん男女共同参画社会の形成も当然その中に包摂されるわけでしょうけれども、総理を本部長といたします人権教育のための国連十年推進本部というものが既に活動しておるわけでございますけれども、そのことについて具体的にどういうふうにご承知されているか、また、今後の取り組みについて官房長官の御見解、御所見をお伺いしたいと思います。

○福田国務大臣 これから日本の場合には、高齢化社会というようにもござります。また、少子という問題も極めて重要なことになるわけでございますけれども、そういう社会で、またあわせて、世界の趨勢というものを考えましても、この男女共同参画社会の形成というものは極めて大事なものでござりますから、先ほども申しましたのと同じく、男女共同参画二〇〇〇年プランのつとめて総合的な施策を推進していくというふうに考えておまして、これは多面にわたります

けれども、推進させていただきたいと思っております。

○植田委員 男女共同参画社会の形成に関してはそれで結構ですけれども、人権教育のための国連十年推進本部の取り組みにかかわってはいかがでございますか、そのことについても伺ったつもりです。

○福田国務大臣 これは毎年見直しておりますけれども、今後も十分フォローしてまいります、こう思っております。

○植田委員 毎年活動状況を見直していかれるわけですが、そうした政策展開というものは、当然十年で終わるわけではございません。また、来年から内閣府ができるわけですが、そういう意味で、この間、人権教育のための国連十年推進本部の中の取り組みというものを、私自身、一定評価すべきところもあると思うのです。

そういう意味では、まず、総理をキャップとする推進本部、大きなたいをこしらえたことも評価できますし、また、具体的に国内行動計画を立て、それに基づいていろいろな取り組みをなさっておられることについて評価することにやぶさかではないわけですが、引き続き、そうした推進本部での取り組みを踏まえながら、内閣府というところで、やはり人権政策、十分しっかりと役割を担っていかねばならないと思うのです。

というのは、こういう人権とかは、これは男女共同参画社会の形成もそうですけれども、やはり各省庁にまたがるさまざまな課題でござりますので、そういう意味で、内閣府の中で人権政策というものを十分取れんささせる、集約させる、そうした役割をやはり担っていただきたいというふうな認識を持つておるのですけれども、官房長官の御所見をお伺いしたいと思います。

○福田国務大臣 政府として、この問題を重大な課題と考えてまいりたいと思います。

○植田委員 それはもちろん、言うまでもなく政府として人権の問題を軽視されたら困るわけですが、

から、当然内閣府の中でもそうした主要な、重要な役割を果たしていくべきなのかな、べきでないのか、その点をお伺いしたいということです。

○福田国務大臣 どこでやるか、このことについてはさらに検討させていただきたいと思っております。

○植田委員 人権政策の展開をどこでやるかというのには、別に、文部省もあるし、法務省もあるし、労働省もあるし、厚生省もあるし、あらゆる我が国の行政が人権に配慮して政策展開を行う。人権確立ということを常に念頭に置きながら政策展開をするという意味においては、どこでやる、あそこであるという話じゃないと思います。それぞれの役所で、それぞれの所管の中で人権政策というものを展開していくわけです。そういうことなわけですよ。

ですから、そうした中で、そうしたものを見据えながら内閣府としての、言ってみればそれを総合的に見渡す役割というものがやはり内閣府には要請されるんじゃないか。それは文部省だつて役割を果たさなきゃ、労働省だつて雇用の問題がある。あらゆる行政が人権を確立しようという観点から進めなければならぬという点においては、どこが所管するということじゃないわけですね。

つまり、そうした行政をきっちりと掌握して、トータルに行政の人権感覚の水準を上げていくという役割をやはり内閣府というのには担っていくべきなのではないのかと私は思うんですけれども、では、その件についての御所見をお伺いできますでしょうか。

○福田国務大臣 政府として適切に対応してまいりたいと思っております。

○植田委員 だから、適切にその意味内容を伺いたい。それは適切に対応していただきたいんですけれども、今私が申し上げているのは、では、その中で担うべき内閣府の役割はどうなんですかというのを聞いておられるわけですので、それだけをお答えいただければいいでしょうか。

○福田国務大臣 繰り返してしまいますが、政府としてその重要性というのを十分認識しておるんで

す。では、どこでということについてはさらに検討をさせていただきたいと思います。

○植田委員 もう時間がありませんけれども、何遍も申し上げている。そんな難しい話を今しようというわけじゃないんですよ、実際、質問通告をしているわけではございませんので。

詳細な話について聞くこととして聞いているわけじゃなくて、今私が申し上げたことは御理解いただけましたね。各省庁がそれぞれ人権確立ということを念頭に置きながら政策を展開していく、その中でそうしたことをやはり内閣府としては、新しい内閣府としてはそういうことをきちんと掌握する必要があります。そのことについて適切に政府としてははじやなくて、来る二〇一〇年からの内閣府の中でそういうことをちゃんと掌握するんですね、知りませんというところじゃないでしよう、掌握されるんだしやうというのを聞いていただければ結構なんです。そのことだけお答えいただければ結構なんです。そんな難しい話じゃないです。

○福田国務大臣 委員の御意見も踏まえて十分に検討をさせていただきます。

○植田委員 これ以上何を聞いてもほとんど、答弁があれなんですけれども、私の今申し上げていることは、意見というよりはごくごく素朴な、ごく簡単な話だと思ふので、そのところは、今私が申し上げたのはごく自然な話だと思ふ。特別な話をしているつもりはございません。きょうの話を踏まえていただいて、そのことをこれから検討していただければと思います。

以上で終わります。

○佐藤委員長 内閣提出、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○佐藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大野松茂君。

○大野（松）委員 自由民主党の大野松茂でございます。

本法案の早期成立を願いながら何点かお尋ねをさせていただきます。

IT革命は、産業革命にも匹敵する社会経済構造の変革をもたらすものと私も思っております。ITは、国民や企業、政府等、あらゆる経済社会主体の活動を従来とは異なった形で再構築することによって、我が国の経済社会システムを横断的に変革するツールとして重要な役割を果たすことが期待されております。

さきの沖縄サミットにおきまして採択されたIT憲章におきましても、ITは二十一世紀を形成する最強の力の一つであると指摘されております。森内閣は、経済新生の起爆剤であるIT革命を内閣の最重要課題の一つに掲げて強力な取り組みを積極的に進めておりますが、極めて大きな意義があると強く認識をしております。

しかしながら、現時点で見ますと、今やITの象徴とも言えるインターネットの普及状況につきましては、アメリカが圧倒的な優位にあります。また、他の諸外国におきましても、変革のツールとしてのITの役割に着目をいたしまして、ITの推進に向かって積極的な取り組みがされております。我が国といたしまして、これらにおくれをとることのなきよう取り組まなければならないところでもあります。こうした中で、政府がIT化を推進するための高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案を速やかに準備され、提出したことににつきまして、その努力を多とするとところで

あります。

そこで、IT担当大臣に、まず本法案がなぜ必要で、本法案によつて何がどう変わるか、お示しをいただきたいと思ひます。

○堺屋国務大臣 インターネット等、高度情報通信ネットワークが急速に普及してまいりまして、これまでの技術開発、技術進歩とは全く違つた産業、あるいは社会生活に与える大きな影響が出てまいりました。このITがどんどん進み、特にインターネットを中心としてネットワークが広がつてまいりますと、個人の生活様式、あるいは社会活動、行政のあり方など、広範な分野で大きな本質的な変化が生じるだろうと考えております。

それはちょうど、産業革命が起こりましたときに、従来の社会の仕組みが、それぞれの家族が、農業なり商業なり製造業、手工業なりをやつていた、これが分離をいたしまして、生産手段が一方にあつて、片一方に大きな法人が生産手段を持つていて、そして労働者の家庭が通つ、そういうふうな社会ががらりと変わつてしまつた。それに匹敵するよう大きな変化が生まれてくるだろう。

つまり、歴史的な発展段階が、いわゆる近代工業社会から飛躍するんじゃないか、そんな文明史的な変化を予測させるころがございます。

それに対しまして、今回の基本法は、このIT革命というべき産業革命に匹敵するようなものに的確に対応することによつて、これによつて生じてまいります知識創造的な社会にふさわしい多様な国民生活と活力ある社会経済を実現するため、日本の目指すべき高度情報通信ネットワーク社会というものを定義づけております。そして、その理念のもとに、諸政策、政策の基本的な方針あるいは推進体制、そういったものを定めております。

このような基本法を制定することによりまして、IT国家戦略の基本的な方向が明確になる、そして、内閣総理大臣のリーダーシップのもとに、優先順位に基づいて政策課題の設定、遂行、すなわち重点計画に基づく政策、資源の迅速な投入、重点的な投入ということが図れるようになるかと考

えております。

今後のIT関連の各法案、政策の展開の牽引的、また主導的な役割がこの法案には課せられていて、そう考えております。

○大野（松）委員 ただいまお答えいただきましたように、この法案が我が国のIT革命の推進に大きく寄与することを強く期待しているところでございますが、IT革命がもたらすもの、IT革命によつてどのような社会がでるかという、国民生活がどのように変わるのかということ、明らかにすることが、国民のコンセンサスの形成、森総理のおっしゃる国民運動としてのIT革命の成否につながるもの、こう思っております。本法案が高度情報通信ネットワーク社会の形成を推進することを目的としておりますもの、IT革命が単なる技術の普及ではない、もっと大きな社会的な変革をもたらすものとしてのことだと思っております。

この高度情報通信ネットワーク社会というものがどのような社会なのか、具体的にどのような方向を目指しているのか、また、そのためにどういった取り組みが展開されるかというところ。今まで使われてきた高度情報化社会あるいは高度情報通信社会と同意義として解釈してもよろしいのではないかと私は思つていまして、そこをどういたしますか、こうした点につきまして大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○堺屋国務大臣 本法案におきまして、インターネットなど高度情報通信ネットワークを通じて自由に安全に、また多様な情報や知識を全世界からグローバルに入手し、そして国民が共有し、同時にまたそれぞれの国民が発信できる、これがこの高度情報通信ネットワーク社会というものだろうと思ひます。これは現象でございます。

そういうような現象が起これば、社会全体がどのように変わっていくか。まず第一に考えなければならぬことは、インターネットを通じてグローバルな情報の交換、共有、あるいは発信が行われるということになりますと、各個人が好みのえに、自分の好きなものを探して同じ趣味

の者を友達にする、知り合いにできる、共有できる、そういう社会が出てくるだろうと考えております。

人間は、人類は歴史の始まりにおいて、まず血縁社会をつくりました。先祖とともにすると思う者が部族とか氏族とかいうようなものをつくりまして、けだものをつったり、貝を拾ったり、ドングリを食ったりしておったわけでございます。それが、やがて農業が始まりまして、同じ土地、同じ水の流れて耕す者が地縁社会をつくるようになりました。

それが産業革命によって地縁から離れて、勤めて歩く。それで、住居も変わることができれば仕事の間も変わる、また住所と仕事の間も違うようになる。そこで地縁社会、血縁社会が崩れまして、その後は、同じ職場、同じ職業でつながる者が知り合いになる、共同社会になる。特に戦後の日本はこの職縁社会というのが非常に強く、職業のえにしでつながっていた。

ところが今、新しい時代になりまして、労働力の流動性が出てくる、あるいは長く生きるようになりまして、職場をやめた後も長く生きる、そういう社会になってまいりまして、ここでこのインターネットのような、お互いの好みでつながる第四の社会といえますか、そういった好縁社会、好みでつながる社会が出てくる。これは非常に大きな社会的変革であり、人々に楽しみと安心を与え、メリットがあると思います。これがまず社会的な基盤であります。

そして、その一方で、産業経済の面で申しますと、このITによりまして生産あるいは流通の生産性はかなり向上する、これはアメリカあたりでも数字が既に出ております。あるいは新規事業ができやすくなる、さらには企業経営の効率が向上する。そういったことで、産業経済が活性化するのであると考えられます。

また文化の面でも、それぞれがいろいろな情報を得て独創的な文化の創造や研究をし、それを自分でまた発信して訴えることができる。そういう

た文化の面での多様な知恵の社会が生まれると思います。

政府といたしましては、そのような高度情報通信ネットワーク社会の形成に向けてまして、その基盤となる制度改革を進めるとともに、施設の実、利用技術の普及、そして情報の中身でありますコンテンツの創造、この三本柱を立てることでITの自律的な発展を確実にしていくという考えを持っておりまして、そのもとに、学校の情報関連施設の充実とか、あるいは公衆インターネット拠点を設立する。そして、それらの拠点を利用いたしまして積極的にすべての人に、多くの人々にこのIT技能を普及し、向上し、さらに世界最高水準の電子政府を早期に達成するとか、あるいは電子商取引を拡大するとかいうようなことで、この利用のまた便利さ、楽しさを引き上げていく。そういうことの善循環をつくり出そうというのがこの法律のねらいでございます。

○大野(松)委員 そうした願うところのIT社会の実現のためには、社会のインフラとなるところの情報通信ネットワークの充実が何よりも重要であると考えます。

インターネットの例を見ますと明らかですが、使えば使うほど通信料金が高くなり、インターネットの接続が思うようにできないとか、あるいは音楽や動画の情報をダウンロードしようとすると、伝送スピードが遅いため多大な時間を要して、これがまた高額な通信料金にはね返るなど、情報通信ネットワークの抱える問題点が指摘されているところでございます。

こういった状況、問題点が是正されることが必要であり、何よりも、法案で盛り込まれておりますように、広く国民が低廉な料金で利用できる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進、これの実現が強く求められているところであります。

そこで、料金の低廉化を進めるための施策、また世界最高水準の高度情報通信ネットワークを形成するための光ファイバー整備を初めとする高速

大容量の通信インフラの整備について、今後具体的にどのように取り組んでいけるのか、郵政事務次官にお尋ねいたします。

○佐田政務次官 先生の言われることは非常に重要なことでありまして、一つあるかと思っております。まず第一には通信料金の問題でありますけれども、このことにつきましては、事業者間の競争や、そしてまた認可制から届け出制への規制緩和を進めることであるとか、また通信事業者の経営の効率化を図って、着実な引き下げを促進してまいりたい、かように思っております。競争のさらなる促進を通じて通信料金の一層の低廉化ということ是非常に重要なことでありますので、あらゆる側面からこれを実行していきたい、かように思っております。

もう一点、先生の御質問でありますけれども、高速大容量の通信インフラの整備ということでは、超高速大容量通信を可能とする光ファイバー網について、従来から、これは基本原則でありますけれども、民間主導原則のもと、各種支援措置を通じて整備促進を図ってきているところであります。

また、インターネットの普及に伴って高速回線に対する一般利用者のニーズが、先生言われるとおり今非常に高まっております。光ファイバーのみならず、今非常に促進が望まれておりますDSLであるとかCATV、そしてまた無線アクセス回線など、高速インターネット利用を可能とする多様な広帯域加入者網の普及促進を図ることが非常に重要である、こういうふうな思っております。これまでDSLサービスに関連した接続に関するルール整備等も行ってきたところであります。これからの積極的なこれを進めていきたい、こういうふうな思っております。

今後は、二〇〇五年における光ファイバー網の全国整備に向けて、地方を中心とした光ファイバー網の一層の整備促進を図るとともに、先ほど申し上げました広帯域加入者網の普及を促進す

るために、これはもう先生も御存じのとおり、電気通信基盤充実臨時措置法に基づく財政上または税制上の支援等の一層の強化充実を図っていきたい、かように思っております。

○大野(松)委員 教育の分野からお尋ねをしたいと思います。

世界的規模でIT革命が推進する中で、我が国におきましても、社会のあらゆる分野でIT化が急速に進んでいる状況でございます。こうした中で、今や情報リテラシーは、読み書きそろばんと並んで、すべての国民にとって必要な能力であると言っても過言ではございません。もはや情報リテラシーは、ITに関心のある人だけが身につけなければならないという問題ではなくして、社会生活に参加するために、国民すべてが身につけなければならないものとなっております。

私はこの際、特に、高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たって、我が国の二十一世紀を担う子供たちに対して、情報教育の充実等によりまして情報リテラシーを身につけさせることが不可欠であると考えております。子供たちに情報リテラシーを身につけさせ、IT社会に適切に対応する力をよく身につけていくことは、今後の我が国の一層の発展にもつながっていくものでござい

ます。

そこで、お尋ねをいたしますが、子供たちに情報リテラシーを身につけさせるために、今後、いつまでどのような取り組みを進めていくお考えか、お示しを願いたいと思います。

○玉井政府参考人 お答えいたします。

学校教育におきまして情報リテラシーの育成というのは大変重要な認識をしております。これも情報に関する教育の充実に向けてきたところではございますけれども、さらにその強化を図らねばならないと考えております。

具体的には、平成十四年度から実施される新しい学習指導要領におきましては、中学、高等学校において、情報に関する教科内容を必修というふうな位置づけをしておりますし、また、小中高を通じ

まして、各教科、さらには総合的な学習の時間というのが新しく創設されますので、これらにおきましてコンピュータやインターネットの積極的な活用を図る、こういう形での改訂を既に行っているところでございます。

こうした情報教育を通じて、コンピュータを使う技能の習得はもちろんでございますけれども、誤った情報や不要な情報に惑わされることなく、やはり必要な情報を主体的に収集し、判断、創造し、そしてみずからの情報として発信できる能力、いわゆる情報活用能力でございますけれども、これがすべての子供に身につくように教育の充実を図っていかねばならない、かように考えております。

また、これらの教育を実施するための条件整備というのが大変重要だと考えておりますが、ミレニアムプロジェクトがございまして、この中を通じまして、まずは平成十三年度までに、すべての公立小中高等学校等がインターネットに接続でき、また、すべての公立学校教員がコンピュータの活用能力を身につけられるように措置を講じなければならぬ。さらには、今はコンピュータ教室というものは、特別教室におけるコンピュータ整備が中心になっておりますけれども、さらにそれを充実いたしまして、平成十二年度を目標に、すべての教室からインターネットにアクセスすることができるよう計画的な整備を推進してまいりたい、かように考えております。

いずれにせよ、教育における情報に関する充実にさらに努力させていただきたい、かように考えております。

○大野松委員 大事なことです。しっかりとひとつお願いいたします。

次に、政府自身のＩＴ化、電子政府の実現についてお尋ねをいたします。

電子政府の実現は、行政のあらゆる分野においてＩＴを活用することによって、行政サービスの質の向上を図ると同時に、国民の利便性を著しく向上させるものであります。ＩＴ革命を推進する

上で最重要課題の一つとも考えております。

例えば、電子政府は、社会と行政の接点と行政内部のＩＴ化を通じて、行政を簡素化、効率化し、個人、企業の行政コスト負担を軽減し得るものでございます。また、行政情報の入手や行政手続に関する時間的、空間的制約を取り払うことによって、個人の利便性や生活の質を向上させるとともに、企業の生産性向上等の効果をたらすものであります。さらに、インターネットによって行政情報を電子的に提供することを通じて、政府に対する国民の信頼性を高めることに資するものでございます。

その意味で、本法案において電子政府の積極的推進を掲げ、また世界最高水準の電子政府の実現に向け、政府として確固たる取り組みが進められていることは、まことに時宜を得たものであると考えております。

私は、この動きを一層加速化させて、早期に電子政府を実現させるべきであると考えておりますが、政府として今後具体的にどのような取り組みを進めようとしていられるのか、お示しをいただきたいと思います。

○海老原政務次官 お答え申し上げます。

本法案において電子政府の積極的推進を掲げておることにつきまして、大変御理解をいただき、お褒めの言葉をいただきましたこと恐縮でございます。

お示しのとおり、電子政府の実現は、国民の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化及び透明性確保ということを推進するものであるとともに、我が国におけるＩＴ社会実現のための政府の重要課題の一つと考えております。

特に、電子政府の中心的な課題であります申請手続につきましては、平成十五年までに、現在約一万件の申請手続がございまして、そのほとんどと申しますか、もう少し具体的に申しますと、約九四％をオンライン化するよう重点的に取り組んでおります。

今後、現在のＩＴ戦略会議、ＩＴ戦略本部、さ

らには本法案で規定される推進戦略本部におきまして推進されるＩＴ関連施策と一体的に、電子政府の実現に一層積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○大野松委員 ありがとうございます。

ＩＴ社会が実現されることによって情報の受信、発信の自由度が飛躍的に高まるということは、大変素晴らしいことでございます。しかしその一方で、ＩＴ社会にはこれら光の側面のみならず、いわゆる影の部分もあるということでもあります。本年に入って続発した省庁等のホームページ改ざん事件は外国からの不正アクセスでありまして、ＩＴ化が進んでまいりますと、地域も国境も越えたサイバーテロ行為やネットワーク利用犯罪が増加することが懸念されるわけでありまして、ＩＴ化によって個人情報の流通あるいはまた蓄積、あるいは利用が著しく増大することが予想されます。さらには、情報の受信、発信の自由度が飛躍的に高まるということは、反面、電子化された個人情報が一たん流出した場合に、生活の平穩が脅かされることになりかねないわけでありまして、今後、電子政府の構築や電子商取引のさらなる発展に伴いまして、こうした問題への対応が一層重要度を増してくるものと考えます。

本法案においても、第二条の定義や第二十一条の基本方針などに、これらに対する対策の必要性が規定をされております。

現在、政府におきましては、ＩＴ戦略本部のリーダーシップのもとで、サイバーテロ対策を初めとする情報セキュリティ対策や個人情報保護に関する情報セキュリティ対策や個人情報保護の保護について鋭意取り組んでいると伺っておりますが、今後これを具体的にどのように進めていくのか、お考えを伺いたいと思います。

○安倍内閣官房副長官 ただいま大野委員の御指摘のように、情報通信社会におきましても安全保障という認識は極めて重要である、このように私も考えております。

私は、安全でそして信頼の置ける高度情報通信ネットワーク社会を構築していく上で、情報セ

キュリティーの確保ということが大変大切な基盤である、このように認識をしております。

その認識に立ちまして、ＩＴ戦略本部におきまして情報セキュリティ部会を、そしてまた内閣官房には情報セキュリティ対策推進室を整備いたしまして、政府各省庁の情報セキュリティポリシーのガイドラインを策定するなど、今官民一体となって対策を推進しているわけでございまして、

そして、具体的には、年内をめどにサイバーテロ対策にかかわる特別行動計画を策定することとしていくほか、政府各省庁では、情報漏えい、不正アクセス等の脅威から政府の情報システムを防護するための情報セキュリティポリシーの策定に取り組んでいるところである、このように承知をしているわけであります。今後ともこの情報セキュリティ対策をさらに強化していきたい、このように考えているところでございます。

またさらに、委員御指摘の個人情報の保護につきましては、去る十月十一日に、情報通信技術戦略本部のもとに開催される個人情報保護法制化専門委員会において、個人情報保護基本法制に関する大綱が取りまとめられ、これを受けて、十三日には同本部を開催して、政府の対応方針を決定いたしましたところでございます。政府といたしましては、本部決定のとおり、次期通常国会への提出を目指しまして、個人情報保護に関する基本法制の立案作業を進めていきたい、このように考えております。

○大野松委員 この法案を前にいたしまして、それぞれの省庁の積極的な取り組みを伺うことができました。ＩＴの分野はドッグイヤーと言われており、このような分野における政府の対応には一刻も猶予を許されたいと考えています。本法案に定める重点計画は、本法に定める基本理念や基本方針のつとまりまして、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が、高度情報通信ネットワーク社会実現のため、政府が迅速的、重点的に実施すべき具体的な施策を定めるもの、こ

うされております。重点計画を実際に策定する際には、そのための体制が重要になってくるわけであります。

他方で、重点計画に盛り込まれるべき諸施策はすべての省庁の所管にまたがるものでありまして、一部では、各省縦割りの弊害が指摘されているところでもあります。特に、国民生活を真に豊かにするような高度情報通信ネットワーク社会を早急に実現していくためには、各省縦割りの弊害を是正しながら、政府がスクラムを組んで、一体となつて取り組んでいくことが不可欠でございす。その意味において、重点計画を策定する高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の果たすべき役割は極めて重要になるのではないかと考えております。

この点について大臣に御所見をお伺いしたいと思いますが、あわせて、本法案の提出に当たりまして、IT担当大臣として、IT革命に取り組む御決意をお伺いさせていただきます。

○堺屋国務大臣 本法案において、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するためには、内閣に、内閣総理大臣を本部長といたしまして、すべての内閣大臣と民間有識者によって構成される高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を置くこととしております。

内閣に置かれるこの官民合同と言える本部は、各省縦割りの行政の障壁を排しまして、政府として一元的な取り組みを進めることはもちろん、国民の総力を結集する拠点となるものであり、先生の御指摘なさいますように、IT革命を推進する上でその果たすべき役割は大変大きなものだと考えております。

このように、内閣を挙げてIT革命に取り組む、そして五年以内に日本を世界で一流の、最高水準のIT社会にする、二十一世紀においても、日本は世界の経済の主要なプレーヤーとして、この情報革命を経て新しい時代に活躍していく、そういう決意で当たっております。

○大野(松)委員 意欲的な、しかも積極的な御答弁をいただいて、ありがとうございます。大きな期待を申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○佐藤委員長 斉藤鉄夫君。

○斉藤(鉄)委員 公明党の斉藤鉄夫でございます。

きょうは十月三十一日で、新しい世紀までちょうど二カ月ということになりました。この新しい世紀は、ITを基本に置いて、全くこれまでの世紀とは違う社会が実現するのだろうと思っております。その新しい社会実現のための羅針盤ともなるべき今回のIT基本法、いよいよ審議が始まりまして、この内閣委員会ですっかり議論をさせていただきますかと思っております。

実は、私はエンジニア出身なんですが、ITに乗りおくれたという意識がございす。

私は昭和四十五年に大学に入りました。最初は実験なんかは全部計算尺で実験レポートを書いておりますが、ちやうど卒業研究のころ電卓が出てまいりましたが、学生でも電卓が使えるようになってまいりまして、かなり能力が上がった。ですから、その後一貫して、パソコンといひまして、コンというのにはコンピュータですから、コンピュータというのには計算機です。計算をするものという形で、計算機としては私も駆使させてもらいました。ところが、一九九〇年過ぎあたりからインターネットという言葉が出てきて、しかし、私自身は、コンピュータなんだから計算するものだ、こういう意識で、インターネットなどという使い方は邪道な使い方だ、こういう非常に凝り固まった考え方まで来まして、ついつい乗りおくれしてしまいました。

そこで、まず堺屋大臣にお伺いしますけれども、これからIT社会を築いていかなくてはならないのですが、私のようにITに乗りおくれそうになつてくる者、または乗りおくれいている人、そういう人にもすべてIT革命の成果が享受されるような、そういう社会をつくることもIT担当大臣

として非常に大事なことだと思いますが、その意味も込めまして、御決意をお伺いいたします。

○堺屋国務大臣 委員が大学を御卒業になったとき、私はちやうど万国博覧会を担当しておりました。あのころまさに、日本の高度成長が規格大量生産社会に入る、そういう門出でございました。

そのころには、日本はテレビであるとかコンピュータ、そういうようなエレクトロニクスの分野でどんどん発展するんだ、こう考えておりました。そして、八〇年代になったときには、日本はエレクトロニクスで一番進んだ国だ、こう思っていました。

ところが、そのころのエレクトロニクスというのは、先生御指摘のように、計算であり、記憶であり、選択であり、あるいは制御であり、それぞれがそういう単体であった。これが、ネットになつたということ、インターネットが登場したことによつて、全く時代が変わつたという気がいたします。そうなりますと、ネットというのは一つあるだけでは役に立ちません。単体でございますと、すぐれたものが一つある、日本社会全体がそれと変わつていなくても、すぐれた研究所や企業があれればよかつたのでございすけれども、ネットになりますと、先生御指摘のように、全部が引き上がつて高い水準になつて、そしてできるだけその中から漏れる人がいない、すべての人が、あまねく社会がこの恵沢に浴するという形にしなければならぬと思ひます。

それで、まず差し当たりまして、今我々が、森内閣が進めておりますのはハードウェア、ソフトウェアを中心といたします高速通信回線を学校や公衆インターネット拠点に備えていきまして、そういうハードウェアを充実する。それから二番目には、できるだけ多くの人々、あらゆる人々にこの使用技術が行き渡るように、リテラシーが行き渡るように技能の普及活動をする。そして同時に、普及活動で初歩を得た人がどんなおもしろくて便利で使えるようにコンテンツをつくる。このハードウェアとソフトウェア、そしてコンテンツ

の創造を三本柱で進めていきたいと思います。その創造を三本柱で進めていきたいと思います。

そういうことがうまく回転し出しますと、どんな、おもしろい、便利だ、そしてたくさん使うから値段も下がる、そういった善循環で全社会的にITの恵沢があまねく潤されるような社会をできるだけ早い機会につくり上げたい、そういう決意で今取り組んでいるところでございす。

○斉藤(鉄)委員 大臣がおっしゃいましたように、ある意味ではこのIT技術社会はひとりでは進んでいく部分もございすけれども、その成果をあまねくすべての人が享受するということについては政府の役割は大きいと思ひます。ぜひ御努力をいただきたいと思います。

先ほど大臣のお話にもございす、通信料金についてお尋ねいたします。

我が国の通信料金、大変高い、国際的に見ても高いと言われておまして、これがITを進める上での阻害要因になつていと言われております。特にアメリカに対して高い、このように思ひます。

ヨーロッパにおいては、ことし七月のEU首脳会議でeヨーロッパ構想が採択されて、二〇〇二年にはヨーロッパも米国並みの通信料金の実現を国家戦略として掲げました。

我が国におきましても、平成十二年度予算案で、まだ出てきておりませんが、今回経済新生対策等でこの通信料金の問題が政策化され、実現の方向へ歩みを始めてはおりますが、まだまだ内容的に弱いし、弱過ぎる対応と私は言わざるを得ないと思つております。

IT革命の強力な推進を図るためにも、その進行を阻害している要因、すなわち通信料金が非常に高い、このことに対して政府が強力なリーダーシップをとつていかなければならないかと思ひますが、通信料金の半減への引き下げ、なかならずヨーロッパと同じように二〇〇二年度中の実現を明言すべきだ、このように考えますが、見解をお伺ひします。

○佐田政務次官 先生の御指摘、本当にごもつともなことでありまして、インターネットの時代を迎えまして、通信料金の低廉化ということは非常に重要な課題であると私も認識しておるところであります。

今度の法案におきましても、「広く国民が低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進する」と記されておりまして、本法案を通じながら、しっかりとこの実現方を進めていきたい。

また、低廉ということは、事業者間の公正な競争の促進ということも重要でありますので、この点につきましてしっかりとやっていきたい。

また、技術面のことではありますが、先生には釈迦に説法であります。光ファイバーであるとか、DSL、CATV、そしてFWA、固定無線アクセスシステムでありますけれども、こういうものを使いまして新たなインターネットアクセス手段の導入を促進するための環境整備を行うことによりまして、通信事業者の新規参入を促進し、活発な市場競争を通じて、競争ということがやはり一番低廉化につながっていくと思いますので、そういう促進方を進めていきたい、かように思っております。

○斎藤（鉄）委員 昔、よくエンゲル係数という言葉が使われて、家計の中に占める食料費ということがよく議論されましたが、今は家計の中に占める通信費が非常に大きな問題になっておりまして、皆さんあえていっていいと思います。ぜひこの半減、努力をいただきたいと思えます。

料金引き下げを実現するために、通信・放送関係の法制度、これが非常に重要だと思えます。先ほど総括政務次官、公正、有効な競争の促進こそ料金引き下げを実現するカギだ、このようにおっしゃいました。そういう意味で、現在の法律では足りないのではないかと、現在の法体系そのものを抜本的に見直していく必要があるのではないかと議論がございます。

この点について、例えば電気通信事業法とかい

ろいろいろな法律がたくさんございますが、競争の促進につながるような法改正を考えていらっしゃるのかどうか。私は、ぜひ考えてこれを来年の通常国会にでも実現しなくてはならない、そうしなければ本当に乗りおくれる、このように思っておりますが、この点についてお伺いします。

○佐田政務次官 先ほど、競争の必要性ということも述べさせていただきました。電気通信事業を取り巻く環境の大きな変化を踏まえまして、IT革命を推進していく上では、先生が言われるとおり、その原動力となる電気通信分野における競争政策を抜本的にやっていく、こういうことが非常に重要なことだと思っております。

既に、本年七月に電気通信審議会に、IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策のあり方につきまして実地諮問をしております。同審議会特別部会において、支配的事業者規制であるとか路線の敷設の円滑化等であるとか、競争政策をめぐる主要論点につきまして審議をしていただいているところであります。

そしてまた、同審議会から、いろいろと審議をしていただいておりますのでありますけれども、速やかに措置すべき事項につきまして一部答申があり次第、できるだけ早く法改正を含む所要の措置を講じ、電気通信事業者が低廉、高速、そしてまた安全な通信サービスに対するニーズに的確に対応できるように迅速に対応してまいりたい、かように思っております。

○斎藤（鉄）委員 その電気通信事業法の抜本的改正にも関連いたしますけれども、許認可、規制の問題について、また郵政省総括政務次官にお伺いいたします。現在、通信・放送関連法律の許認可数は、電気通信事業法が百三十五、電波法が百十六等たくさんございまして、合計三百七件もの許認可がございます。まさにはしの上げおろしといった状態でございます。

しかし、ことし六月に公正取引委員会が、「電

気通信事業分野における競争政策上の課題について」ということで、電気通信事業の一種、二種の区分の廃止でありますとか、NTTの持ち株会社再編は競争促進効果が不十分などの報告がなされております。そして、通信・放送分野において、これまでの業法規制から競争促進にいうことが共通の認識として確立をされているところでございします。

国民に対しても、さらに若いベンチャー企業家や内外市場筋等に対するわかりやすいメッセージとして、政治がリーダーシップをとって、この三百七の規制を百以下に減らすんだというぐらいの明確な指標をIT基本法の審議に際して明示すべきだと思いますが、この点についてはいかがでしようか。

○佐田政務次官 先生が言われるように、規制緩和をすることによってベンチャー企業を育てていく、今非常に重要なことになりつつありまして、政府の規制緩和推進三カ年計画における毎年の見直しも行ってございまして、電気通信事業における参入規制であるとか外資規制及び料金規制の緩和、撤廃や、放送における料金規制の緩和など、積極的に行っているつもりであります。今先生が言われた、電気事業者に対する規制緩和であるとか、また独占をできるだけ防いでいくとか、いろいろやらせていただいております。

今後とも、情報通信分野における競争が促進されるよう環境整備を図るために、法改正や許認可手続の見直しなど必要な規制改革を行っていくところでありまして、また、先生が言われた規制の数でありますけれども、これはできるだけ減らしていかなくてはいいけないと思っております。

平成十年の三月三十一日現在の許認可等現況表から、郵政省の通信・放送関係の許認可、届け出を含むわけでありまして、非常に単純に全部を足していくと、今先生が三百七というふうに言われたのですけれども、三百十五個、ちょっと多いんですけれども、調べさせていただきました。

らそういうことであります。

先生は、重要な規制緩和、はしの上げおろしという表現をされましたけれども、そういうことにつきましてでは、しっかりとこれはやっていきたいと思っております。ただ、この中には、債務保証等の事業支援に関する認定制度、非常に細かい話なんですけれども、そういう規制もあるわけでありまして、届け出を含めた規制まで国民のかかりやすさをすべてカウントダウンした数字ということで三百十五ということなんでしょう。先生が先ほど指摘されました電気通信事業、または放送の開始、継続に当たって必要な許認可という非常に重要な部分でありますけれども、これにつきましては、今のところ七十程度であるというふうには認識をしております。

○斎藤（鉄）委員 ぜひこの規制緩和を進めていた

だいたいと思えます。

次に、総務庁にお伺いいたします。

電子政府についてです。先ほど大野先生の質問にもありました。ちょっと重なるところもあるかと思いますが、私たち公明党は、電子政府の早期実現を目指し、議員立法として、電子政府早期実現推進法案を党内で準備するなど、積極的に取り組んでまいりました。このたびの基本法案においては、私たちが検討し、主張してきた内容がかなり盛り込まれていると認識をしております。

そこで、三点確認をさせていただきたいのですけれども、膨大な政府の申請手続の電子化をどのようなスケジュールで行おうと考えていらっしゃるのか。また二点目は、その法的手続をいつまでに完了する見通し。また、電子政府のことについて重点計画で盛り込むことを想定しているのかどうか、この三点についてお伺いします。

○海老原政務次官 お答え申し上げます。

政府の申請手続につきましては、平成十五年度までに約一万件の手続のほとんど、約九四％を電子化する予定でございします。このうち、法令改正が必要な手続につきましては、平成十五年度まで

の個別申請手続の電子化スケジュールに合わせ、逐次法的措置が講ぜられることとなります。

なお、申請手続の電子化は、行政の情報化の主要な施策の一つでありますので、本法案に定める重点計画に盛り込まれるべき事項と考えております。

以上でございます。

○斉藤(鉄)委員 電子政府の実現に当たっては、膨大な作業をいかに効率化させていくかが焦点とも言えると思います。

そこで、一つ提案でございますが、現行の縦割り行政の非効率を乗り越える全庁横断的な対応をするためにも、手続の一般的な法律ともいえるべき行政手続法のような新しい法律を策定したらどうかという考えがありますが、この点についてはいかがでしょうか。

○海老原政務次官 申請手続の電子化に当たりましては、それぞれの申請手続ごとに法令の形が異なります。したがって、法令改正がそもそも必要なのかどうかということを含めて、個別に制度の見直しをしていくことになるわけでございまして、法令改正の必要なものがあれば、個別手続の電子化に合わせて、関係省庁において逐次適切に法的措置が講ぜられるものでございます。

また、行政手続法の中でこれを行っていくというようなことを御質問でございますけれども、行政手続法は、申請に対して許可または拒否する処分の手続、あるいは許可を取り消したまたは一定期間停止を命ずる不利益処分の手続、それから行政指導の手続あるいは届け出の手続、こういった手続関係につきまして、行政機関と国民との間の共通のルールを定めたものでございまして、この法律が、国民側の行為である申請、届け出、あるいは行政側の行為である処分などをどのような手段で行うかについて、個別法令を所管する各省庁の判断にゆだねておりますので、御指摘の電子化された行政手続に関する一般法の制定が必要かどうかについては、行政手続法の改正で対応できる問題ではないと考えておりますし、また、それで

はどうかというふうに申し上げますと、それぞれの手続の法令を改正していくことがやはり一番現実的に即したやり方なんだろうと思っておりますのでございます。

また、その際、平成十五年度までの申請手続のアクションプランを推進する中で一体的に対応してまいりたいと考えておまして、そういったことで統一的な体系とつなげていくというふうにご考えております。

○斉藤(鉄)委員 この行政手続法のような新しい法律の策定というのは、ちょっと我々が考えているものと先ほど総括政務次官がおっしゃったものとは違うのですが、この点については、また引き続きこの委員会で議論をさせていただきたいと思っております。

電子政府実現への基本理念について伺いしますが、これは行政の内部の効率化ということを目指すのは当然ですが、しかし、これで終わってはいけません。国民本位に、国民が使い勝手のいい、利用しやすい、そういう行政をつくっていく、その実現というものが本意でなければならぬと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○海老原政務次官 電子政府の実現に当たりましては、国民の利便性の向上を図る観点から、現在のIT戦略会議の民間有識者などの御意見を十分伺ったり、広く国民の声を聞きながら国民への行政情報の電子化の提供、申請手続の電子化などにおいて、できる限り国民に使いやすいものとなるよう進めてまいり所存でございます。

また、この基本法案におきまして、基本方針として国民の利便性の向上を図るという旨を規定しておりますので、この方針に沿って官民一体となった推進戦略本部において重点計画を作成し、推進されるものと承知しております。

○斉藤(鉄)委員 この電子政府実現に向かって総務庁としても最大限の努力をお願いしたいと思っております。

また、この電子政府、国民本位、利用者本位を

主眼に考えるならば、中央政府よりもより生活に密着した地方自治体こそ電子化の必要性が大きいのではないかと考えます。ITを活用していかに住民サービスを向上させていくかが重要な課題でございまして、電子政府ではなくて電子自治体、この早期実現への基本方向、スケジュールについて自治省はどのようにお考えでしょうか。

○林政府参考人 お答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、すべての国民がITの恩恵を受けていきますためには、住民に身近な地方公共団体の取り組みが大変重要であると私どもも認識をいたしているところでございます。

このため、現在御審議いただいております基本法におきまして、第十九条におきまして、国及び地方公共団体は、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、行政の情報化を積極的に推進することといたしているところでございます。

自治省におきましては、既に自治大臣を本部長といたしまして地域IT推進本部を設置いたしておりますが、去る八月二十八日には、この本部におきまして、二〇〇三年度までに電子政府の基盤を構築するという国の方針を踏まえまして、今後、地方公共団体が情報化を進める上での基本的な考え方、あるいは地方公共団体が早急に具体的に取組むべき事項等を示した指針を策定いたしましたので、同日付で地方公共団体に通知をいたしたところでございます。

今後、この指針に基づきまして、年内には自治省が検討実施する項目の年次計画を取りまとめたアクションプランをお示しすることといたしておりますが、こういうことによりまして、地方公共団体におきます今後のIT化に対する技術的、財政的、人的な支援に努めてまいり所存でございます。

○斉藤(鉄)委員 政府は、IT基本法をこれから本当に進めていかなければ日本が沈没してしまうという意識がございまして、また、民間企業も、生き残っていくためには進めていかなければならな

いという意識だと思うのですが、よく言われますのは、地方自治体がそういう意味で一番危機意識がない、利用者、住民からせつつかれて嫌々やっているという、そんな風情だという声も決して少なくないわけではございまして、そういう意味で、ぜひ地方自治体の電子化ということについても進めていただきたいと思います。

最後に、インターネット地域情報拠点、NSP IXPについて伺いをいたします。

効率的な通信環境インフラを構築する情報のライフラインともいえるべきインターネット地域情報拠点は、ちょっと私も図を持ってまいりましたけれども、よく私もわからないんですが、拠点がありまして、ちょうど飛行機におけるハブ空港のような図がここにかいてございます。

このNSP IXP、現在は三カ所か四カ所あるそうでございますが、現実的には二カ所に集中している、この図もそうでございます。NSP IXP2というのとNSP IXP3というのの太い線が集中しております。インターネット通信は、このIXPのいずれかを經由しなければならぬ、經由しているということだそうでございます。もしこの二カ所のうちいずれかでも、例えば攻められてそこが破壊をされるといふふうなことになるれば、その影響ははかり知れないものがあると思います。

安全保障という観点からも、また社会インフラの整備という面からも、この地域情報拠点の分散は、これは民間のことですから、政府がどうこう言うことではないという考えもございまして、安全保障という観点からもこの分散というのは重要な課題と考えますが、この点についてはどのように政府はお考えでしょうか。

○佐田政務次官 もう先生、釈迦に説法で、大変な研究家ですからあれなんですけれども、NSP IXP、いわゆるIX、インターネットエクスチェンジという、要するに拠点です。先生今言われたとおり拠点なんですからけれども、いわゆるインターネットのときのプロバイダー、プロバイ

ダーとプロバイダーを結んでいく、こういうふうな拠点でもあるわけであります。

いわゆるインターネット地域情報拠点、先生今言われたとおりでありますけれども、これは要するに、トラフィックについて、主要なIXが東京と大阪の二都市において稼働しており、ここにかのトラフィックが集中をする構成となっており、このため、これらの場所で、先生言われたとおり大規模地震やらそういうものが起きたときに障害が非常に大きく生まれてくる、かように思っています。

内容的には、基本的にIXのところをほとんどのトラフィックが通っている、地域だけの場合はそうじゃありませんけれども、かなりの量のものが入ってくる、こういうことであります。

今言われましたIXの分散化は本当に重要な課題であると考えておりますし、IXのうちで商用目的に使用されているもの、例えばJPIXであるとかMEXは第二種電気通信事業者として事業を行っていることでありまして、郵政省としても、状況を常にこれからもしっかりと把握をしていきたいと同時に、言われましたとおり、この分散化を進めるであるとか、何か起きたときのバックアップであるとか、こういうこともしっかりと対応、そして研究をこれからしていきたい、かように思っております。

○斉藤(鉄)委員 これは国家の安全保障という意味でもぜひお取り組みをいただきたいと思えます。

質問通告をしたのはここまでなんですが、最後に堺屋大臣に、質問通告なしで大変申しわけないんですが、質問させていただきます。

先日テレビを見ておりましたら、インドが非常にITが進んでいる、その一つの大きな原因は、インドが英語圏だということがある、このような報道でございました。しかし、今後日本をIT社会にしていく上で、日本を英語圏にするというのは現実的な話ではございません。日本語というのは我々の国語としながら、しかしなおかつイン

ドに負けないような、英語圏の国に負けないようなIT社会をつくっていかなくてはならない。それにはどうしたらいいんだろうか。私も何ら考えはないわけですが、この点につきまして、突然の質問で大変申しわけありませんが、大臣のお考えをお伺いいたします。

○堺屋国務大臣 確かに、今ITを見ますと、アメリカ、イギリス、カナダ等々、シンガポールまで、英語圏が非常に有利な状態にございます。日本の英語教育という問題ももちろんあるのでございますけれども、私どもとしては、日本の英語教育を普及させると同時に、日本語をできるだけ使えるように、自動通訳機等の開発を進めたいと思っております。

ことしの暮れ、十二月三十一日から始まりますインターネット博覧会では、英語と中国語と韓国語、この三カ国語に主要な部分が自動通訳機を通じて翻訳されて、そしてそれだけでは今の状態ではいかなないので、ボランティアの方々、できる方々に修正してもらわないかぬわけでございますが、そういう形で英語圏に対抗するような、極東圏といえますか、アジア圏と申しましょうか、そういったネットワークを構成したい。この一年間、インターネット博覧会を試行錯誤を繰り返しておりますうちに、かなりそういった自動通訳あるいはそれを多少修正して使えるような、そういった能力が高まってくるだろうと期待をしております。

その意味で、中国、韓国そして英語圏とのつながり、これは日本にとっても大事なことでございしますので、この実験が成功するように全力を尽くしたいと思っております。

○斉藤(鉄)委員 終わります。

○佐藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十七分散会